

## 高砂西港における盛立地対策追加検証技術専門委員会 設置要綱

## (設置趣旨)

第 1 条 高砂西港における盛立地対策については、平成 23 年 3 月に「高砂西港再整備にかかる技術専門委員会報告書」においてとりまとめられているが、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、土木工学の観点から地震および津波に対する追加検証を行うために、「高砂西港における盛立地対策追加検証技術専門委員会（以下「追加検証委員会」という）」を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 追加検証委員会は、東日本大震災を踏まえ、高砂西港盛立地対策の安全性について、地震および津波に対する追加検証を行う。

## (組織)

第 3 条 追加検証委員会は別表に掲げる委員で組織する。

## (委員長)

第 4 条 追加検証委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、追加検証委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 追加検証委員会の会議（以下「会議」という）は、委員長が招集する。

2 追加検証委員会は、委員 3 名以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 その他、委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

## (公表、公開及び広報)

第 6 条 追加検証委員会に先立ち、次の項目について記者発表を行う。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 主な協議内容

(4) 傍聴の可否、傍聴の定員、傍聴の手続き

(5) その他必要事項

2 追加検証委員会の会議は、追加検証委員会が非公開を決定した場合を除き、傍聴することができる。また会議を非公開とする場合は、会議において決するものとする。

3 追加検証委員会の会議資料及び会議記録の公開については次のとおりとする。

(1) 請求があれば会議資料を配付する。

(2) 会議資料は会議終了後速やかに、また、協議要旨は会議終了後概ね 1 ヶ月以内に、東播磨県民局ホームページで公開する。

4 会議内容については、原則として事務局が報道機関による取材に応じる。

(傍聴)

第7条 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(謝金)

第8条 委員が追加検証委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 第5条第3項に基づき委員以外の者が出席したときは、委員と同額の謝金を支給することができる。

(旅費)

第9条 委員が、会議に出席し、又は視察等をしたときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職8級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

3 第5条第3項の規定に基づき委員以外の者が出席し、又は視察等をしたときは、旅費を支給することができる。この場合において、その者の格付けは、委員と同様とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は追加検証委員会解散までとする。

(庶務)

第11条 追加検証委員会の庶務は、兵庫県東播磨県民局において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、追加検証委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、兵庫県東播磨県民局長が招集する。

**高砂西港における盛立地対策追加検証技術専門委員会委員**

名 前	所 属 等
でくち いちろう 出口 一郎	大阪大学大学院工学研究科教授（海岸工学）
ときだ けんいち 常田 賢一	大阪大学大学院工学研究科教授（地盤工学）
ふじた まさのり 藤田 正憲	大阪大学名誉教授（環境工学・リスク管理）
みちおく こうじ 道奥 康治	神戸大学大学院工学研究科教授（水工水理学・環境水理学）

（ 5 0 音順 ）

## 高砂西港における盛立地対策追加検証技術専門委員会 傍聴要領

### 第1 趣旨

この要領は、高砂西港における盛立地対策追加検証技術専門委員会 設置要綱第7条の規程に基づき、高砂西港における盛立地対策追加検証技術専門委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 傍聴人

傍聴人とは、追加検証委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

### 第3 傍聴人の定員等

傍聴人の定員は委員長が別に定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

### 第4 傍聴することができない者

次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

### 第5 傍聴の申出等

- (1) 傍聴を希望する者は、会議の当日、追加検証委員会の開会予定時刻の1時間前から5分前までに、傍聴申出書(様式第1号)に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴人は事務局職員の指示に従って、会議開催時刻までに会議室に入場すること。なお、会議開会後の入場は認めない。

### 第6 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証(様式第2号)の交付を受け、これを着用しなければならない。

### 第7 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるおそれのある行為をしないこと。

### 第8 撮影、録音等の許可

傍聴人は会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、追加検証委員会の許可を得た場合はこの限りでない。

### 第9 報道関係者の取扱

- (1) 報道関係者は、公開の会議を傍聴することができる。
- (2) 上記第6から第8までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

### 第10 会議秩序の維持

傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、委員長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

第 11 傍聴人の退場

傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退場しなければならない。また、退場を命じられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

- (1) 会議が非公開と決せられたとき。
- (2) 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が退場を命じたとき。

附 則 この規程は、平成 23 年 11 月 14 日から施行する。

(様式第 1 号)

**傍 聴 申 出 書**

平成 年 月 日開催

高砂西港における盛立地対策追加検証技術専門委員会

番 号	住 所	氏 名

(様式第 2 号)

NO .
<b>傍 聴 証</b>
<b>高砂西港における盛立地対策 追加検証技術専門委員会</b>
平成 年 月 日